

佐世保市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日条例第〇〇号

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 救護施設（第14条—第23条）
- 第3章 更生施設（第24条—第29条）
- 第4章 授産施設（第30条—第35条）
- 第5章 宿所提供施設（第36条—第41条）
- 第6章 医療保護施設（第42条）
- 第7章 雑則（第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、本市における保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（基本方針）

第3条 保護施設は、利用者（保護施設を利用する要保護者をいう。以下同じ。）に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（保護施設の一般原則）

第4条 保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項、高齢者、障害者等の円滑な利用及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 保護施設は、利用者の人権に十分な配慮をするとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（設備の専用）

第5条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第8条 保護施設は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 保護施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市及び利用者の家族等に連絡を行わなければならない。

2 保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた処置について、記録しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、火災その他の非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員及び利用者にも周知しなければならない。

2 保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第11条 保護施設は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第12条 保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保護施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(暴力団員等の排除)

第13条 保護施設の設置者の役員及び施設長は、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下次項において「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 保護施設は、佐世保市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

## 第2章 救護施設

(規模)

第14条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（第16条において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有す

るものとしなければならない。

3 救護施設は、その入所者の総数のうち被保護者の数の占める割合を、おおむね 100 分の 80 以上にしなければならない。

(設備の基準)

第 15 条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。

2 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該救護施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

3 前項第 1 号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（次項において「特別居室」という。）を設けるものとする。

4 第 2 項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次のとおりとする。

イ 地階に設けないこと。

ロ 入所者 1 人当たりの床面積は、収納設備等が占める床面積を除き、3.3 平方メートル以上とすること。

ハ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ホ 特別居室は、原則として 1 階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室 次のとおりとする。

- イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
- ロ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ、ハ及びニに定めるところによること。

- (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
- (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにする等高齢者等への配慮を行うこと。

(サテライト型施設の設備の基準)

第16条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

第17条 救護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 介護職員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項第3号の生活指導員、同項第4号の介護職員及び同項第5号の看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第18条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第19条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第20条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に2回以上の健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第21条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

(生活指導等)

第 22 条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所には、必要に応じ、採暖及び熱中症対策のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、1 週間に 2 回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 23 条 救護施設は、入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

### 第 3 章 更生施設

(規模)

第 24 条 更生施設は、30 人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

2 更生施設は、その入所者の総数のうち被保護者の数の占める割合を、おおむね 100 分の 80 以上にしなければならない。

(設備の基準)

第 25 条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該更生施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 集会室

(4) 食堂

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第 9 号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第 15 条第 1 項、第 4 項第 1 号（ホを除く。）及び第 2 号から第 6 号まで並びに第 5 項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第 26 条 更生施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第 7 号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 前項第 3 号の生活指導員、同項第 4 号の作業指導員及び同項第 5 号の看護師又は准看護師の総数は、入所人員が 150 人以下の更生施設にあっては 6 人以上、入所人員が 150 人を超える更生施設にあっては 6 人に 150 人を超えて 40 人を増すごとに 1 人を加えて得た数以上とする。

（生活指導等）

第 27 条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第 22 条（第 2 項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第 28 条 更生施設は、入所者に対し、前条第 1 項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第 29 条 第 18 条から第 21 条まで及び第 23 条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第 4 章 授産施設

（規模）

第 30 条 授産施設は、20 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 授産施設は、その利用者の総数のうち被保護者の数の占める割合を、おおむね 100 分の 50 以上にしなければならない。

(設備の基準)

第 31 条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 作業室 次のとおりとする。

イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

ロ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用とを別に設けること。

(職員の配置の基準)

第 32 条 授産施設は、次に掲げる職員を置かななければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

(工賃の支払)

第 33 条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除して得た額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第 34 条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第 35 条 第 21 条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

## 第 5 章 宿所提供施設

(規模)

第 36 条 宿所提供施設は、30 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 宿所提供施設は、その利用者の総数のうち被保護者の数の占める割合を、おおむね 100 分の 50 以上にしなければならない。

(設備の基準)

第 37 条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の

設備を利用することにより当該宿所提供施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号の炊事設備のうち火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第15条第4項第1号（ホを除く。）及び第5項（第3号を除く。）の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第38条 宿所提供施設は、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

第39条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第40条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図るよう努めなければならない。

（準用）

第41条 第21条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

## 第6章 医療保護施設

（運営）

第42条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営しなければならない。

## 第7章 雑則

（委任）

第43条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。